

令和6年度 第2回
川口市文化財保護審議会
議 事 録

会 議 名	第2回川口市文化財保護審議会
開 催 日 時	令和7年2月19日（水） 10時30分～11時55分
開 催 場 所	川口市役所第一本庁舎6階会議室
出 席 者	委 員（会長◎、副会長○） ◎有元修一、金箱文夫、黒津高行、鈴木淳、鈴木誠、田村均、 西沢淳男、三田村佳子（8名）※2名欠席 事務局 秋葉教育総務部長 丸山次長兼文化財課長 千葉管理係長 谷川文化財保護係長 金子課長補佐兼埋蔵文化財係長 浅井主任、米嶋主任、桑村主事補
議 事	（1） 令和6年度文化財保護事業報告について （2） 史跡見沼通船堀保存活用計画策定のスケジュールに ついて
そ の 他 公開／非公開の別	公開
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	令和6年度第2回川口市文化財保護審議会会議資料

審 議 経 過

◎ 第2回川口市文化財保護審議会

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名、会の成立及び公開・非公開の宣言

- ・川口市文化財保護条例第8条第1項に基づき、会長が議長になる。
- ・川口市文化財保護条例第8条第2項の規定に基づき、出席委員が定数に達していることを確認し、本会が成立している旨を宣言。
- ・議事録署名委員に、鈴木淳委員、鈴木誠委員を指名した。
- ・この会議は公開であることを宣言。傍聴者なし。

4 議事

(1) 令和6年度文化財保護事業報告について

議長 事務局より説明を求める。

事務局 資料に基づき説明する。

議長 質問、意見を求める。

委員 木曽呂の富士塚や赤山陣屋跡で行われている樹木管理について。日本庭園学会では次の大会で、文化財庭園や文化財庭園の背景となる山の植栽や樹木管理の方針・対応策について、文化財関係者を交えた議論を行う予定である。大分県の太友氏庭園や京都の庭園、福井県の一乗谷朝倉氏庭園、岩手県の平泉等では植栽される樹木の根拠や樹木管理を、どのような方針で行うのか検討されている。オンラインでの参加も可能なので参考にしてほしい。

事務局 承知した。

議長 文化財防火デーの状況査察は、実際に放水を行うのか。

事務局 放水を行ったことはない。消防車の経路や配置、給水場所の確認、建物の防火管理状況の確認などを行っている。

議長 文化財防火デーに市民が参加し、放水を行うなどの活動で啓発をしている自治体もある。その様な活動も検討をしてほしい。

事務局 承知した。

委員 ア(イ)の赤山陣屋跡保存整備事業について。私がこの審議会に参加している理由は、安行の植木業があるからであり、文化的景観についても何度も検討したが、様々な問題があり、選定に至らなかった。安行の植木業において、コアとなる場所は赤山陣屋跡であり、市の誇るべき歴史的遺産であるといえる。今までの審議会でも、赤山陣屋跡の議論は繰り返されているが、旧跡であるという理由で手が付けられ

ておらず、将来に向けて動けていない。今考えなければならない課題である。

赤山陣屋跡は、赤山街道との関係性や伊奈氏の業績などの歴史的背景も含めて、川口市として守るべき文化財である。それに加えて、赤山陣屋跡で生業してきた植木業の景観も守れる糸口があるのではないかと考えている。

議長 文化財課としては、今後国指定史跡に向けて検討をしていく方針でよいのか。

事務局 国指定史跡を目指す方針で検討を始めていきたいと考えている。

委員 史跡の構成要素としてどこまでを含めるのかという問題がある。赤山陣屋跡として史跡指定を進めていくと、その時代のものしか構成要素に含められない。植木の生産までを史跡の構成要素とするのであれば、最初の段階からその方針で話を文化庁に話を持っていかなければならない。

西南戦争後の史跡の例になるが、現在みかん畑になっている土地で、原則的に改植は認められないが、例外的に認めざるをえない。保護側の意図とは異なる事態が生じてしまう。板橋区の陸軍板橋火薬製造所跡では、戦後に理化学研究所が入り、宇宙線の研究が行われたことも価値に含めて指定理由に書き込まれている。

赤山陣屋以降の植木生産を含めて史跡の構成用に織り込みたいと、当初から県や文化庁に相談して、目的を明確にした方がよい。植木生産に関しては、文化的景観の指定としたほうがよいと思う。

議長 歴史的に植木畑と赤山陣屋の関係性はあるのか。

事務局 赤山陣屋の廃絶後は本丸が幕府の御林とされ、その他は払下げとなり植木畑が展開していった。

委員 赤山陣屋跡は道の拡幅や空堀の整備で何ヶ所か発掘調査をしている。空堀からは陣屋のあった時代の遺物が大量に出土するが、それ以外の場所では植木の根回しで土を持っていくので遺構の残りは良くない。

地元からは植木が売れず苦しいという声があがっており、植木の生産地として大きく打ち出すのは控えたいという心情もあるようだ。一方で豊島区の巣鴨は、植木の生産地としてうまく売り出している。安行と同じように苦しい状況ではあると思うが、ネームバリューがある。市街化調整区域内で開発に規制があることなど、様々な要素を考慮して整理をしていかなければならない地区であると思う。

委員 赤山は近世から赤山洪が盛んな地域であったため、柿畑がたくさんあったはずだが、今はもう柿畑はないのか。

事務局 赤山洪については全く生産されていない。柿畑もなくなっている。

委員 文化的景観の観点からだと柿畑も重要な構成要素となるのではないか。

- 事務局 神根地区の新井宿まちづくり協議会の方々が柿渋を再生させようとしており、農家の方の協力で柿を植えている。文化的景観に柿畑を含める場合は協力をお願いすることになる。
- 委員 エ 協力事業について。様々な事業を行っているが、これらの事業の全てを文化財課がやるべき事業なのか。ベーゴマの活用やイベントについては、平日ではなく土日に行われることが多いと思われる。担当者の負担が大きいのではないか。ベーゴマの活用の部分を広げていくことは大事なことであるが、商工関連の部署と調整していくことも必要なのではないか。文化財課は文化財の保護を主眼とする課であり、本来の仕事への影響が懸念される。他の事業でも文化庁との折衝が密になっていくであろう事業がある。早急には無理かと思うが、文化財課としての方向性を確認し、少しずつ調整をしていく必要があると思う。
- 事務局 ベーゴマの活用は産業振興に関わってくるので、経済部と調整をしている。
- 委員 オ 古文書等文献資料の調査・記録・保存・普及活用事業について。古文書台帳は作成されており、収蔵史料の確認はできるということだが、現状ではまず文化財課に行き、台帳から見たい史料があるか検索するという手続きをしないと、閲覧はできないのか。
- 事務局 現状ではそういう方法となる。
- 委員 どの様な史料を市が収蔵しており、閲覧ができるのかについて、市民に周知はしているのか
- 事務局 市民へ広く周知ができているとは言えない状況である。
- 議長 市で寄贈を受けたり、寄託を受けたりする際は、情報を更新して、周知ができるような仕組みを作してほしい。

(2) 史跡見沼通船堀保存活用計画策定のスケジュールについて

- 議長 事務局より説明を求める。
- 事務局 資料に基づき説明する。
- 議長 質問、意見を求める。
- 議長 策定委員会のメンバーはどのような方々を想定しているのか。
- 事務局 現在、さいたま市では史跡見沼通船堀再整備委員会が設けられており、その委員会の委員が中心となる予定である。川口市からは、川口市文化財保護審議委員の方からお願いをさせていただこうと考えている。また、木曽呂の富士塚は国重要有形民俗文化財にも指定されているので、文化庁の民俗担当の調査官から民俗専門の委員を含めるよう指導がある可能性もある。

議長 全体を通して質問、意見を求める。

委員 善光寺について。スーパー堤防を造るための移転後に仮置きされた石碑や石造物などの保存状況はどうなっているのか。

事務局 善光寺に行き確認をした。指定文化財については問題なく管理されていた。境内の石碑、石造物は一か所に集められている状態であった。ただし、一部で破損しているものや倒れているものがあった。保管はされている状況であった。

6 閉会

議長 以上で、議事を終了する。

議事録署名

(印)

(印)